

処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 水産課

法令名	漁業法				法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	水産動植物の増殖命令				根拠条項	第169条第1項		
処分基準	<p>知事は、内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて増殖計画を定め、その者に対し当該計画に従って水産動植物を増殖すべきことを命ずることができる。</p>							
対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理機関	水産課	交付機関	水産課	目次		